

千葉県立房総のむら指定管理者審査基準

【必須項目の審査】

- ・「1点」を標準とし、優れたものについては特に加点。各項目とも3点満点。
- ・標準に満たない場合は0点。意見聴取した外部有識者等の過半数が0点を付けた審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

| 選定基準 | 審査項目 | 審査内容 | 配点 | 確認事項 (参考) |
|--|------------------------------|---|----|--------------|
| ① 事業計画書の内容が県民の平等な利用を確保することができるものであるか（指定手続条例第3条第1号） | ア 施設の設置目的及び県が示した管理の方針 | (ア) 施設の設置目的を理解しているか | 3 | 事業計画書 |
| | | (イ) 県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか | 3 | |
| | | (ウ) 経営理念やコンプライアンスの取組等、団体の経営モラルは適切か | 3 | |
| | イ 平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果 | (ア) 事業内容等が一部の県民、団体に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか | 3 | |
| | | (イ) 社会的弱者等へ配慮されているか | 3 | |
| ② 個人情報の取り扱いが適正か | ア 個人情報保護の取組 | (ア) 個人情報保護のための適切な措置が取られているか | 3 | |

【一般項目の審査】

- ・配点が2点の項目：「1点」を標準とし、優れたものについては加点。標準に満たない場合は0点。
- ・配点が5点の項目：「2点」を標準とし、標準に満たない場合は0点。優れたものについては、その程度により加点。
- ・配点が7点の項目：「4点」を標準とし、標準に満たない場合は0点。優れたものについては、その程度により加点。

| 選定基準 | 視点 | 審査項目 | 審査内容 | 配点 | 確認事項 (参考) |
|--|-------------------|---------------------------------|---|----|--------------|
| ③ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に効果的に効率的に発揮させるものになっているか（指定手続条例第3条第2号） | 利用者増加・サービスの向上について | ア 利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果 | (ア) 年間の広報計画の内容は、具体的かつ来訪意欲を刺激するものとなっているか | 5 | 事業計画書 |
| | | | (イ) 体験学習、常設展示、企画展覧会、特別展覧会、イベントなどの計画は利用者の増加が期待できる魅力的な内容となっているか | 5 | |
| | | | (ウ) 空港に近接する立地を活かし、国内外からの利用者増加が期待できる魅力的な内容が提案されているか | 5 | |
| | | イ サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果 | (ア) 利用者に対するサービス向上のための取組提案は適切か | 5 | |
| | | | (イ) 自主事業の提案内容は、施設の魅力を高め、利用者の増加や満足度の向上に資するものとなっているか | 5 | |
| | | | (ウ) 敷地内に史跡や伝統的建造物を有するという施設の強みを活かし、積極的な活用を図る内容となっているか | 5 | |
| | | | (エ) PDCAサイクルに基づくなど、利用者満足度の向上に資するサービスの改善手法が適切に採用されているか | 5 | |
| | | ウ 調査研究の体制と成果の活用 | (ア) 調査研究についての計画及び実施体制は適切なものとなっているか | 3 | |
| | | | (イ) 調査研究の成果が利用者をはじめとする県民に広く還元される仕組みとなっているか | 3 | |
| | | エ 施設及び博物館資料の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 | (ア) 施設の保守管理・安全管理に関する計画は、関連法令に基づいた適切なものとなっているか | 3 | |
| | | | (イ) 博物館資料の保存・管理及び活用の計画は、関連法令に基づき適切に立案されているか | 3 | |
| | | | (ウ) それぞれの計画が実現可能性の高いものとなっているか | 3 | |

| 選定基準 | 審査項目 | | 審査内容 | 配点 | 確認事項 (参考) |
|---|-----------------------------------|--|---|-------|--|
| | 費用対効果について | オ 管理に係る経費の縮減効果 (又は収益性の確保) | (ア) 管理運営の内容が適切なものとなっており、経費の縮減等が見込まれるか (※) | 3 | |
| | | | (イ) 施設の特性を生かした収入増を図る計画となっているか | 7 | |
| ④ 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力 (人員、財政的基盤等) を有しているか。(指定手続条例第3条第3号) | 団体の安定性について | ア 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 | (ア) 収入、支出の積算と事業計画の整合は図られているか | 2 | 事業計画書 会社概要 会社定款 商業登記簿謄本 財務諸表 事業報告書 登録証明書 経営実績 等 |
| | | | (イ) 施設の運営管理に係る経費の積算は適切であり、収支計画の実現可能性があるか | 3 | |
| | | イ 安定的な運営が可能となる人的能力 | (ア) 事業を企画する専門職員や実施する人員が適切に配置され、実行可能な体制となっているか | 3 | |
| | | | (イ) 施設の管理・運営について、知識及び資格のある者が配置され、適切な管理運営ができる体制となっているか | 3 | |
| | | | (ウ) 専門的スキルを有するスタッフをはじめとした職員確保の方策が示されているか、また実現可能性があるか | 5 | |
| | | | (エ) 職員の指導育成、研修体制は十分か | 3 | |
| | | ウ 安定的な運営が可能となる財政的基盤 | (ア) 団体の財務状況が健全であり、万が一の際に金融機関や出資者からの支援を得られる体制となっているか | 5 | |
| エ 類似施設の運営実績 | (ア) 本件施設を良好に管理運営することができる実績を有しているか | 2 | | | |
| ⑤ その他 | ア 地域の活性化等への貢献 | (ア) 地域の活性化に配慮した事業が盛り込まれているか | 3 | 事業計画書 | |
| | | (イ) これまで当施設で実施してきた活動が引き続き適切に運営され、かつこれまでにない新たな施策が提案されているか | 3 | | |
| | | (ウ) 民俗文化財及び伝統技術の継承に係る提案がなされているか | 2 | | |
| | | (エ) 環境に配慮し、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成を意識した管理運営が提案されているか。 | 3 | | |
| | イ 評価による経営改善 | (ア) 事業評価の方法とそれを経営改善に生かす仕組みはあるか。また、それについて県民への情報公開の計画は十分か | 3 | | |

合計 100
総計 118

※1 申請者の経費の見積額が参考金額を上回っている場合には、失格とする。

※2 申請者の経費の見積額を比較し、経費の削減規模により採点する。

①参考金額×0.8以下の金額を満点(5点)とし、参考金額と同額の場合は1点とする。

②上記以外は下の式により計算する。

参考金額－提案金額＝削減額 (最大が参考金額×0.2)

削減額÷(参考金額×0.2)×5＝採点 (端数切り上げ)

グループ応募に係る団体審査基準

| 選定基準 | 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
|---|--------------------|----------------------------|----|
| 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力（人員、財政的基盤等）を有しているか。（指定手続条例第3条第3号） | グループで応募する団体に係る確認事項 | グループの設立の経緯は明らかになっているか | 10 |
| | | グループ応募する必要性・理由は妥当なものか | 10 |
| | | 構成団体の役割分担及び責任分担は明らかになっているか | 10 |
| | | 構成団体の人員配置は妥当であるか | 10 |
| | | 各団体の経費配分は妥当であるか | 10 |

※各項目の必要点数は5点以上とし、かつ、合計の点数が35点以上で適格とする。